

# 消費生活センターは身近な味方です

## まずはお気軽にご相談下さい。



### 参考 相談便利メモ

契約をしたのはいつですか?

例 4月10日ごろ

何を契約しましたか?

例 ふとん

いくらですか?

例 30万円ぐらい

どこから買いましたか?

例 ○× 健康株式会社

契約のきっかけは?

例 業者が訪ねてきた

相談をするときには、左のような項目について事前にメモをしておくと便利です。  
実際に書いてみると、ことで問題を整理することができます。



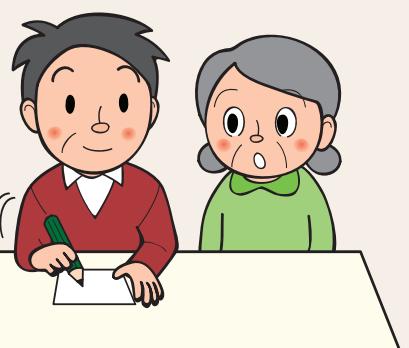
業者が発行した契約書や  
領収書などの書類があれば、手元に用意しましょう。  
スムーズに相談を進めることができます。



「訪問販売で買った物を解約したいのですが…」  
期間内であればクーリング・オフ(17ページ参照)の方法を助言します。できるだけご自身で解決できるように支援します。



「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」  
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで下さい。契約に問題があった場合など、必要に応じて事業者との間であつせんを行います。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。



紙に書くと  
話がわかりやすくなるよ



消費者からの問い合わせに対し情報提供を行います。  
また、弁護士や司法書士等の専門家の支援が必要な場合は、適切な機関を紹介します。

### 自主交渉の助言

消費生活センター（消費生活相談窓口）では、専門的な知識と経験を持つ相談員が消費生活に関する相談に応じ、問題解決のための助言やあつせん等を行っています。  
※法律で都道府県に設置が義務づけられています。また、地域によって、名称が異なる場合があります。  
例：消費者センター・生活科学センター・生活センターなど

### あつせん

「契約してから時間が経ってしまったのですが、やはり解約したいのですが…」  
クーリング・オフ期間が過ぎてもあきらめないで下さい。契約に問題があった場合など、必要に応じて事業者との間であつせんを行います。適切な解決方法を探して、相談員は努力をいたします。

### 情報提供